

川崎市公告第1085号

(仮称) 東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年7月1日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称：RW東扇島特定目的会社

代表者：取締役 田淵 安春

所在地：東京都中央区日本橋一丁目4番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 東扇島物流施設建設計画

(2) 種類

大規模建築物の新設（第2種行為）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎区東扇島23番地1号

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

物流施設の建設

(2) 内容

延べ面積：約 302,360 m²

開発区域の面積：約 66,120 m²

5 指定開発行為の施行期間

令和7年7月～令和11年1月

6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第 10 章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第 11 章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第 12 章 その他

資料編

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 3 0 日（水）まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所 2 階、大師支所仮庁舎 2 階、環境局環境評価課(市役所本庁舎 2 0 階窓口⑥)

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで）。土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（7 月 1 日）は、午前 1 0 時から縦覧を行います。